

国民健康保険税条例の一部改正などを議決

6月市議会定例会は、6月12日から25日までの14日間の会期で開き、議案18件を審議しました。

国民健康保険税条例の一部改正など、主な内容をお知らせします。

6月定例会

議案

条例の改正

●市税条例の一部改正

(第45号議案)

地方税法の改正に伴い、市税条例を改正します。

個人市民税は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大します。特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、その適用期限を撤廃します。住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和25年度分まで5年延長し、12年末までに居住した者を対象とします。優良

住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を11年度まで3年間延長します。また、譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり防止区域等に存する場合には当該特例の対象外とします。特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税方法について、総合課税から申告分離課税に変更します。地方税法の改正に伴う引用規定等の整理を行います。固定資産税及び都市計画税は、物価指数等の上昇を踏まえ、家屋及び償却資産

6月定例会の日程

- 12日 本会議
〔会期の決定、諸般の報告、議案説明、質疑、討論、採決、一般質問など〕
- 15日 本会議〔一般質問〕
- 16日 本会議〔一般質問〕
- 17日 総務委員会
- 18日 経済委員会
- 19日 議会運営委員会理事会
議会運営委員会
文教委員会
- 25日 本会議
〔委員長報告、質疑、討論、採決など〕

に係る固定資産税の免税点を①家屋30万円（改正前20万円）②償却資産180万円（改正前150万円）まで引き上げます。11年3月31日までに政府の補助を受けて高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する基準に適合するバリアフリー改修工事が行われた同法に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋について、当該改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分は、固定資産税額及び都市計画税額からそれぞれ税額の3分の1に相当する金額を減額する特例措置（わがまち特例）を導入します。

●総務委員会での主な質疑

問 住宅借入金等特別税額控除に関して、影響のある対象者の人数及び影響額、並びに、この減収に対する補填を伺う。

答 対象者の人数は、6年中に入居し、新規で対象となった方は166人となっており、単年度で約650万円の控除額となる見込で

す。減収に対する補填について、減収額は国の地方特例交付金で補填されると伺っています。

●本会議での主な論点

賛成 本議案は、地方税法の改正に伴い、必要な部分を改正するものである。個人市民税について、特定暗号資産に関わる譲渡所得等の課税方法に関わる改正は、他の多くの金融商品と同様の分離課税とすることで、暗号資産を含めた多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、安定的な資産形成を支援するための措置であり、必要な改正と考え、賛成する。

反対 物価高騰に苦しむ市民に、新たな負担を強いる懸念があるため賛成できない。公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲を拡大する点は、自分がその対象なのか、分かりづらく市民に不親切である。また、暗号資産の課税方法を総合課税から申告分離課税にすることも所得が多い方への優遇である。以上の理由から反対する。